

優生保護法による障害を理由とした 優生手術等の被害実態

——当事者インタビュー調査をもとに

河口尚子・坂井めぐみ・瀬山紀子・利光恵子

はじめに——調査の背景と経過

- 1 優生手術実施の実相
 - 2 優生手術等の健康被害と被害の波及
 - 3 被害者の人生における優生手術
- おわりに

はじめに——調査の背景と経過

2024年7月3日、最高裁大法廷で、優生保護法は立法時から違憲であり除斥期間は適用されず被害者である原告の賠償請求は認められるとする判決が出された。2018年1月の仙台地方裁判所提訴を嚆矢に、全国で行われた一連の優生保護法国家賠償請求訴訟を最終的に決定づける判決となった。この判決を受け、2024年10月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下、補償法）」が成立、2025年1月に施行となり、優生保護法の問題は、旧法のもとで優生手術⁽¹⁾や人工妊娠中絶を受けた全ての被害者の人権回復を進める新たな段階に入った。

優生保護法は、戦前の国民優生法を引き継ぎ、1948年に議員立法として制定され、1996年に母体保護法に改定されるまで存在した。この法律のもとで、障害を理由とする優生手術や人工妊娠中絶が実施されてきた。2019年に成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下、一時金支給法）」に基づく調査報告書（以下、国会報告書）によれば、この法律のもとで、1949年から1996年の間に「本人の同意を要さない不妊手術」（第4条及び第12条）は16,475件、「本人の同意に基づく」とされる手術（第3条）は8,518件実施され

(1) 本稿では、障害等「優生上の見地から」行われた不妊手術を優生手術と記述する。

ている⁽²⁾。加えて、優生を目的とする、あるいは、障害を理由とする人工妊娠中絶の対象となった人は約 59,000 人いるとされる。また、同時期、この法律の範囲を超えて、障害のある女性の子宮や卵巣の摘出、卵巣への放射線照射が、障害のある女性の不妊化を是認することを前提に、月経の介助負担軽減を目的に実施されてきた。

しかし、2018 年の国賠訴訟提訴以前、優生手術等の被害を受けた人の中で自身の受けた被害について声を上げる人は極僅かで、優生手術の実態やその心身への影響等についての証言は限られてきた。

2018 年以前に語られた優生手術についての証言は、優生手術に対する謝罪を求める会が編纂した『優生保護法が犯した罪——子どもをもつことを奪われた人々の証言』（2003）、及びその新装版（2018）におさめられており、そこには、仙台で裁判を起こした飯塚淳子さん（表 8 番）、卵巣へのコバルト照射を受けた佐々木千津子さん（2013 年没）が自身の経験について記している⁽³⁾。また、身近に優生手術が行われているのを見てきた施設職員、ハンセン病者への優生手術についても記載されている。ただ、当時は被害を訴える人が非常に限られた状態が続いており、公文書等の開示も進んでおらず、優生手術を受けた人が経験した心身への影響を含む広範な被害の実態については、明らかになっていなかった。

国賠訴訟の提訴は、こうした状況に大きな変化をもたらした。訴訟提起を受け、多くの報道があり、各都道府県での公文書保存状況の調査などが行われ、国会では議員立法として一時金支給法が制定された。また報道機関による公文書開示請求の動きも進んだ。また、一時金支給法による調査や、医学関連団体等による調査が進み、2023 年には国会報告書がまとめられた。ただ、優生手術等の被害者の証言は、極僅かしか国会報告書には含まれず、法廷証言やメディアによる報道はなされてきたものの、聞き取り調査はなされてこなかった⁽⁴⁾。

(2) 第 4 条では遺伝性とされた疾患を対象に、医師の申請に基づく優生保護審査会の決定によって、第 12 条では遺伝性ではない精神疾患や知的障害を対象に、保護義務者の同意と優生保護審査会の決定によって、本人の同意がなくとも強制的に不妊手術を行うことができると規定。第 3 条 1 項 1～3 号では、遺伝性疾患や「らい疾患」を対象に、本人と配偶者の同意を得て不妊手術を実施できると規定。最高裁判決は、第 3 条についても、「専ら優生上の見地から特定の個人に重大な犠牲」を払わせるものであり、「本人に同意を求めているということ自体が、個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されない」とし、同意があることをもって強制には当たらないとは言えないと述べている。

(3) 障害女性を対象にした強制不妊手術や子宮摘出等の経験については、1980 年代に鈴木利子、猪野千代子の手記をまとめた「障害者」が地域で生きる会（1981）、また当事者の聞き取りをまとめた利光（2016）、子宮摘出問題の出現についての経緯等についてまとめた瀬山（2023）がある。

(4) 法廷証言の記録としては、『賃金と社会保障』1865・1866 合併号（2025 年 1 月）での最高裁大法廷での兵庫弁論の読み上げ版（鈴木由美さん、小林寶二さんの読み上げ原稿を含む）及び、渡邊數美さんの人生について（熊本弁護士）・私の人生と優生保護法（兵庫原告 鈴木由美）の再録、『手話通訳問題研究』No.170、2024 年 11 月号での川野正子さん、山川百恵さん、朝倉典子さん、日田梅さんへのインタビュー記事と、尾上敬子さん「陳述書」の掲載がある。また、2018 年以降、多くの調査報道があり、現在もネット上で読めるもの、視聴できるものとしては、例えば下記がある。NHK ハートネット TV「沈黙の理由 ～強制不妊手術 埋もれ続ける声～」2024 年 5 月 20 日、NHK ハートネット TV「強制不妊手術の真実 54 年目の証言」2024 年 4 月 24 日、「特集 旧優生保護法を考える（1）私たちが奪われたもの」2023 年 7 月 17 日、「特集 旧優生保護法を考える（2）“解決”への道」2023 年 7 月 18 日、ABEMA「傷痕 ～優生保護法が奪ったもの～」2025 年 2 月 8 日、テレメンタリー 2024「「私の人生を返して」優生保護法に奪われた人生 16 歳で強制された不妊手術 社会の片隅で声を上げ続けた女性 27 年間の闘い」2024 年 8 月 3 日、毎日新聞「特集 旧優生保護法を問う」、朝日新聞「連載私のからだは奪われた 強制不妊手術の被害者たち」2024 年 7 月、Tansa 加地紗弥香「強制不妊連載レポート」などがある。

優生手術の被害についての公文書等の一次資料は、すでに多くは廃棄され、残された資料も公開の際のマスキングにより情報が断片的である状態が続いてきた⁽⁵⁾。また、その記載は行政、医師、福祉関係者等の優生施策推進側の観点によるものであり、優生手術等の被害は文書資料のみではその実態について明らかにすることはできない。そのため、被害を受けた人の証言が、その被害実態を知るための重要な口述記録となる。

そのため、本稿の執筆にあたった調査グループで、この間、優生手術等の被害を受けた当事者への聞き取りを行い、障害を理由とした優生手術等がどのようにして行われたのか、また被害を受けた方が、その後、どのような生活を送ってこられたのかを明らかにしてきた。本稿は、こうした調査を通して、これまで明らかになっていなかった優生保護法のもとでの被害実態を明らかにし、その内実を検証することで、同じ過ちを繰り返さないための取り組みに貢献することを目的に執筆するものである。

本稿の執筆にあたった調査グループは、科研費基盤研究（A）「アーカイブ構築に基づく優生保護法史研究」（研究代表者：松原洋子、2021年～2023年度）、及び、立命館大学科研費獲得推進プログラムの一環として聞き取り調査を実施してきた⁽⁶⁾。

調査の倫理審査については、2022年7月に立命館大学「人を対象とする研究倫理審査委員会」に「優生保護法史研究のための、障害を理由とした不妊手術・中絶等を受けた被害者の方々への聞き取り調査」（2022年12月1日～2024年度）を申請し、9月に承認を得た。2023年には、調査時に必要となる撮影、手話通訳、付添者の同席等の追加事項を反映して説明同意文書と調査計画を修正し、2023年5月に変更申請を提出、6月に承認された。2025年にも期間延長の変更申請を提出、5月に承認された【衣笠 - 人 - 2022-44-3】。

対象者は高齢で、聴覚障害や知的障害を有する方も多く、手話通訳や付添者の手配、障害者団体との連携など、実施には多くの人の協力が必要であったが、2023年2月から2025年9月までの間に、表にある26人へ、手術の実態と、手術を受けるまでの生育史、生活の状況、手術に対する周囲の反応、手術後の生活等について、複数の調査者が同席するかたちで聞き取りを行った。

聴覚障害を有する被害者については、一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下、ろうあ連盟）を通じて各都道府県の協会に調査を依頼し、結果、8つの地域団体の協力を得ることができ、対象者、手話通訳者、必要に応じて補助者、付添者の同席のもと、許可の上で録音・録画を伴って聞き取りを実施した。

調査対象者は、優生手術等や人工妊娠中絶を受けた被害者26人（男性10人、女性16人）に加えて、全日本ろうあ連盟等の支援者2人だ。被害者の年齢は60代～90代に及び、障害のある人が22人（聴覚障害15人、知的障害3人、脳性マヒ2人、視覚障害1人、変形性関節症1人）、障害のない人が4人（詳細は表を参照）。国賠訴訟の原告は21人、原告以外は5人である。

(5) 資料の不開示（黒塗り）の問題については、京都新聞社が、2020年に滋賀県を相手に、情報公開条例違反の訴えを起こし、2025年2月、最高裁で新聞社が求めている開示請求の8割を認める判決が確定しており、この先、公文書の資料開示には変化があるものと考えられる。

(6) 本研究は、2025年以降、科研費（基盤S）「デジタル・アーカイブを活用した総合的な優生政策史研究」（研究代表者：松原洋子）に引き継がれ、現在に至っている。

表（次頁）は、これらの調査対象者を手術時期の早い順から並べ、それぞれの優生手術や人工妊娠中絶の概要を示した。手術の時期は、1950年代から1990年までであり、手術を受けた地域も北海道から九州まで全国に点在している。被害の状況を概観すると、障害児施設やろう学校に在籍中の若年層への優生手術が多くみられた。生理の介助負担軽減等を目的とした10代の障害女性に対する子宮摘出の例や、10代の男性への睾丸摘出の例もみられた。また、結婚前あるいは結婚直後に優生手術を強いられた例、妊娠初期に人工妊娠中絶と同時に優生手術を強要された例、第1子あるいは第2子出産後に、本人には知らされないまま優生手術が行われた例も数例みられた。

以下では、聞き取り調査をもとに、優生手術実施の実相、手術がもたらした健康被害、及び被害の波及、被害者の人生における優生手術の位置づけと、被害者が被害について語り出せた経緯について記していく。

ここで記す語りは、各人へのインタビューの文字起こしをもとに逐語録を作り、本人の確認を得た記録をもとにしている。

1 優生手術実施の実相

（1）「本人の同意を要さない優生手術」の実態

ここからは、インタビュー調査をもとに、優生手術等が実施されたプロセスについて記していく。はじめに、「本人の同意を要さない優生手術」について取り上げる。

優生保護法の運用に関しては、厚生省と法務府が「意見の統一」をみたとして、1949年に各都道府県知事あてに通知「優生保護法第10条の規定による強制優生手術の実施について」⁽⁷⁾を発出し、「（強制優生手術は）本人が手術を受けることを拒否した場合においても手術を強行することができるものである。……許される強制の方法は、……真にやむをえない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある」との見解が示されていた。また、通知には、これが「基本的人権の制限を伴うものであるということはいうまでもない」が、「優生保護法自体に『優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する』という公益上の目的が掲げられて」おり、公益上必要との医師の判断を前提とするものであるから、「決して憲法の精神に背くものではない」こと、さらに、その手続き（医師の申請、都道府県優生保護審査会の決定、決定に異議がある場合は中央優生保護審査会に対する再審査の申請、さらに裁判の提起も可能）はきわめて慎重であり、「人権の保障については法は十分の配慮をしている」上、「優生手術は一般に方法が容易であって格別危険を伴うものではない」として強制的に実施することを正当化する内容が記されていた。この内容は、それまでの通知を整理した1953年の厚生事務次官通知「優生保護法の施行について」⁽⁸⁾にも引き継がれ、1996年まで効力を持った。

しかし、これまで強制的な優生手術がどのような状況で、いかに実施されたのかといった具体的な実態は明らかになっていなかった。以下でインタビューから明らかになった実相を記していく。

(7) 1949年10月24日、衛発第1077号、各都道府県知事宛、厚生省公衆衛生局長発

(8) 1953年6月12日、厚生省発衛第150号、各都道府県知事宛、厚生事務次官発

表 インタビュー対象者の優生手術・人工妊娠中絶の概要

	氏名	性別	インタビュー時の年齢	障害の有無と種類	手術の時期	手術を受けた場所	被害の状況
1	新田悦男さん (仮名)	男	80代	知的障害	1952年頃	宮城	15歳の時に、入所中の知的障害児施設の職員に、何の説明もないまま病院に連れて行かれ精管結紮を受けさせられた。
2	田中完智さん	男	80代	聴覚障害	1954年	宮城	ろう学校在学中の15歳の時に、下宿先の男性に病院に連れて行かれ、「遺伝性先天ろう」を理由に精管結紮を受けさせられた。
3	渡邊数美さん	男	70代	変形性関節症	1954年頃	熊本	幼少時から足を引さずっていたが、10歳頃に血尿が出たため病院に行ったところ、医師から優生手術を勧められ母が同意、睾丸摘出手術を受けた。2024年に、死亡。
4	北三郎さん (仮名)	男	70代	障害なし	1957年	宮城	14歳の時、入所中の教護院（児童自立支援施設）の職員に、何の説明もなく病院に連れて行かれて精管結紮を受けた。
5	小林寶二さん	男	90代	聴覚障害	1960年	兵庫	妻・喜美子さん（聴覚障害者、当時28歳）の妊娠が分かり二人で喜んだ。が、親に病院に連れて行かれ、中絶手術とともに卵管結紮を受けさせられた。妻は、2022年に死亡。
6	小島喜久夫さん	男	80代	障害なし	1960年頃	北海道	警察に手錠をかけられ精神科病院へ連れて行かれた。本人に精神科受診歴がなかったにもかかわらず「精神分裂病」を理由に、19歳の頃に精管結紮を受けさせられた。
7	西スミ子さん	女	70代	脳性マヒ	1961年	大阪	14歳の時、医療型障害児入所施設に入所中、生理の介助軽減を目的に、子宮摘出手術を受けた。
8	飯塚淳子さん (仮名)	女	70代	障害なし	1963年	宮城	中学卒業後「職親」に預けられ、16歳の時に何の説明もなく、「知的障害がある」として卵管結紮を受けさせられた。
9	鈴木由美さん	女	60代	脳性マヒ	1966年	兵庫	12歳頃に何の説明もないまま入院させられ、生理の介助軽減を目的に子宮摘出。以後、後遺症のため、長期にわたり寝たきりの生活を余儀なくされた。
10	千葉廣和さん	男	70代	知的障害	1967年頃	宮城	18歳の時に、入所中の知的障害者更生施設の職員に、何の説明もなく病院に連れて行かれ精管結紮を受けさせられた。
11	朝倉典子さん (仮名)	女	70代	聴覚障害	1967年頃	福岡	結婚の1週間前に、夫（聴覚障害者、当時30歳）が、勤め先の社長に病院に連れて行かれ、説明もないまま精管結紮を受けさせられた。夫は、2021年、死亡。
12	川中ミキさん (仮名)	女	70代	障害なし	1971年頃	熊本	第1子に障害があった。第2子妊娠時に、医師からお腹の子はまともに育たないと言われ中絶と同時に卵管結紮を受けた。
13	長崎絹子さん (仮名)	女	80代	聴覚障害	1972年頃	長崎	31歳で夫（聴覚障害者）と結婚し妊娠した。悪阻を理由に、義母に病院に連れて行かれ、中絶と同時に卵管結紮を受けさせられた。
14	佐藤由美さん (仮名)	女	60代	知的障害	1972年	宮城	1歳時の手術が原因で知的障害となった。15歳の時に「遺伝性精神薄弱」を理由に卵管結紮を受けさせられた。
15	野村花子さん (仮名)	女	70代	聴覚障害	1973年頃	京都	花子さんが28歳の時、第1子を帝王切開で出産、同時に卵管結紮が行われた。優生手術のことは、夫婦共に聞かされていなかった。第1子は、出産1日後に、亡くなってしまった。
16	野村太朗さん (仮名)	男	80代	聴覚障害			
17	加山まり子さん (仮名)	女	70代	聴覚障害	1974年	福井	26歳頃、第1子を出産。出産の3日後に、何の説明もなく卵管結紮を受けさせられた。
18	尾上敬子さん	女	70代	聴覚障害	1975年	愛知	敬子さん25歳、一孝さん28歳で結婚。入籍直後、敬子さんが母親に強く勧められ、卵管結紮を受けさせられた。
19	尾上一孝さん	男	70代	聴覚障害			
20	日田梅さん (仮名)	女	70代	聴覚障害	1976年頃	福岡	結納の席で、「子どもをつくらない」と書かれた書類に署名させられた。結納の翌日、夫（聴覚障害者）は父親に病院に連れて行かれ、何の説明もないまま精管結紮を受けた。
21	武藤千重子さん	女	70代	視覚障害	1977年	静岡	28歳の時、第2子出産直後に産院の看護婦長から「遺伝するから、もう産まないほうが良い」と言われ、同意のないまま卵管結紮の手術を受けさせられた。
22	丸山浪子さん (仮名)	女	70代	聴覚障害	1979年	鳥取	一人目の夫との間に2人の子どもあり。第2子を帝王切開で出産した際、何の説明もないまま、卵管結紮を受けさせられた。その後、二人目の夫と再婚し、子どもをもとうとして優生手術を受けていたことを初めて知った。
23	山川百恵さん (仮名)	女	60代	聴覚障害	1981年	兵庫	26歳の時に第1子を帝王切開で出産。同時に同意のないまま卵管結紮と卵巣摘出を受けさせられた。
24	川野正子さん (仮名)	女	60代	聴覚障害	1990年	兵庫	30歳の時に第2子出産。出産直前に破水した際、義姉に連れて行かれた病院で、帝王切開と同時に、同意なく卵管結紮を受けた。
25	中山明さん (仮名)	男	80代	聴覚障害	不明	鳥取	妻（聴覚障害者）が結婚前に優生手術を受けていたが、夫には伝えなかった。明さんは、ろう者の集まりで噂話として知ったが、妻には一言も言わなかった。妻は、結婚して15年後に自死。
26	豊岡久子さん (仮名)	女	80代	聴覚障害	不明	兵庫	姉に、生理時の出血量が多いと相談。姉に連れていかれた病院で、生理を止めるために子宮摘出手術を受けさせられた。

1950年代に宮城県立亀亭園（知的障害児入所施設）に在籍していた新田悦男さん（表1番）は、何の説明もないまま手術を受けた様子を次のように述べた。当時、亀亭園から農家に働きに来ていた新田さんは、早朝かかってきた電話で「学園さ来るように」と呼び出され、午後2時頃、学園の職員に県立愛宕病院⁽⁹⁾に連れて行かれたという。宮城県では、1950年代から70年代初期に実施された優生手術の多くが、愛宕病院（後に、診療所）で実施されたことがわかっている。

愛宕病院ね。そこさ連れていかれて、先に俺と一緒にいった人が、あの、男のものに切りつけられてね。して、その人が終わって…俺の順番になった。俺が、その病院の、このベッドみたいなのがこうあるの、両足こう結ばれて。して、そこで、ものすごいこう、泣いたんだ。最後に麻酔薬をばっとかけられて、手術して、終わったのがだいたい4時頃。少し眠ってたからね。

新田さんは、当時、15歳だったが、「ここ（亀亭園）にいる人は、俺ぐらいの年になると、みんな男も女も、みんながみんなでもなくとも、ある程度の人がここで手術させられた」と語った。

また、1957年頃、宮城県立修養学園（教護院／現在の児童自立支援施設）に入所中だった当時14歳の北三郎さん（表4番）も、担任の先生に愛宕病院に連れて行かれた。

「先生、これ愛宕産婦人科じゃないですか。俺、関係ないですよ」って言ったの。そしたら、「ほかの病院が混んでるから、ここにもう決めちゃったから。ちょっと診てもらっただけでいいんだから」って言って、嘘つかれたんだよね。（中略）そんで看護婦さんにすぐ呼ばれて、それで「脱ぎなさい」と言われて。そんで背骨に注射打たれて。もう朦朧としているうちに「下でなんかやってんな」という気持ちはあったんだよね。そんな時にはもう朦朧としちゃって、何が何だか分からなくなって終わってしまってた。

北さんは、その時は何の手術かわからなかったが、後に先輩に子どもを生めなくする手術だと教えられたという。

また、1967年頃、宮城県内の船形学園（知的障害者更生施設）に入所していた当時18歳の千葉廣和さん（表10番）も、調査者との応答を通して、同学園に入所中の2人とともに職員の運転するライトバンに乘せられ愛宕診療所に連れて行かれた経験について、次のように述べた。

船形学園で、えーと、ライトバンに乘せられて、愛宕橋を渡ったところに、優生、愛宕診療所でやりました。…えっと、看護師さんが自分に「脱腸」って、脱腸って言われたけど、…脱腸の手術って言われたけど、脱腸ではなく優生手術だったの。…えーと、麻酔、…自分の場合、なんか、麻酔2本も打たれた。えーと、1本目で、すぐ手術するのは無理だったから。…そして2本目打った時に、えっと、分かんなくなったの。

気が付いたら手術が終わっていた。その後、一緒に連れて行かれた2人と船形学園の卒業生1人とともに、同じ病室に4日間入院した。学園に戻った後、入浴時に、病院と一緒にいった人にも、他の人にも、自分と同じような傷痕があるのを見て、脱腸の手術ではなかった、子どもを生めなく

(9) 県立愛宕病院は、1950年開設。診療科は、性病科、皮膚泌尿器科、婦人科、産科。1954年に優生保護相談所を附設。1957年に愛宕診療所に縮小したが、1962年に宮城県中央優生保護相談所附属診療所としてリニューアルオープンした。一般外来は行わず、優生保護法第4条・第12条による手術のみを行った。1972年に閉院。

する手術だったと気付いたと語った。

インタビューからは、障害等を理由に施設に入所中の10代の若い人たちが、入所施設の関与のもと、何も知らされないまま病院に連れて行かれ、「身体拘束、麻酔薬施用、欺罔」の手段を用いて優生手術を強要され、生殖機能を奪われた実態が明らかになった。

(2) 適正な法的手続きに基づかずに行われた手術

ここからは、本来必要とされた適正な法的手続きに基づかずに行われた手術について見ていく。

被害事実について記していく前に、2016年に行われた国連女性差別撤廃条約の第7回及び第8回日本政府報告審査に際する日本政府の回答を記しておきたい。

「議員立法で成立した優生保護法に基づく優生手術は、本人の同意を得て、あるいは、医師の申請により、都道府県優生保護審査会の審査、公衆衛生審議会による再審査、本人等による裁判所への訴えの提起等による厳格な手続に則り措置が行われていたもの」⁽¹⁰⁾。それゆえ、国には瑕疵がなく、優生保護法の下で手術は適正な手続きのもとで行われてきたというのが少なくとも2016年の段階での国による説明だった。

だが、インタビュー調査から、適正な手続きのもとで実施されたとは到底考えられない実態がうかがえた。

聴覚障害がある川野正子さん（表24番）は、手話での説明がなく、状況がわからないまま手術を受けるに至った経験を次のように証言した。

（第2子の出産前）何を話しているのか全くわからないまま、長いこと先生と姉とがこうしゃべっています。「何を言ってるの？」と聞いても答えはない。とにかく、私も「お腹が痛い」とずっと言い続けたんですが、「黙ってなさい！」というふうにつきつ叱られて、何かわからない書類をいっぱい持ってきて、「ここに名前書きなさい。ハンコ押しなさい」と言われました。まあなんかわからないまま、のような気持ちのままだったんですけども、名前とハンコを押しました。

川野さんの手術は、優生保護審査会を通しておらず、「本人の同意」を要件とするものであったと考えられるが、本人に情報が伝わらない中で、手術についての説明も一切なされず、諾否を表明する機会さえ与えられないまま、同意書への署名を迫られた実態が明らかになった。

さらには、優生手術が法律の適用範囲を超えて実施された例もある。

生まれたときから変形性関節症で足が悪く、10歳頃に血尿が出たことがきっかけで病院に行き、その際、説明なく手術をされたという渡邊数美さん（表3番）は、手術の際に、睾丸を摘出されたと語った。優生保護法が認める優生手術は、「生殖腺を除去することなしに、生殖を不能とする手術」（第2条）と定められており、睾丸摘出は法に規定された手術ではない。渡邊さんは、中学の頃に母親から、以前受けた手術が優生手術だと聞かされたと証言している。

(10) 「第7回及び第8回報告審査に関する女子差別撤廃委員会からの質問事項に対する回答」http://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_tepapai/pdf/response_7-8_j.pdf（2025年7月20日アクセス）40頁からの引用。

ぜんぜん説明なし。もう全身麻酔で、「渡邊くん」、手術が終わって目ば覚めてこう起こさしてからね、看護師さんが持ってきて、トレーにそのね、ウズラの卵を2個ぐらいの大きさのを置いて、「これが渡邊くんからとった睾丸よ」って見せられたときは「ああ、そぎゃんですか」ぐらいしかわからん、本人はね。（中略）学校のトイレが。女子は個室で開けて座って。男子はもう一列並んでして。おれだけちんちんのような生えとらんとです。だけんそれで、みんなもうまっ黒生えとんのおれ生えとらんけ、おふくろにたずね。「なんでおれだけちんちんの毛が生えんと？」って言ったら、それから初めて優生保護の話で、こぎゃんこぎゃんってことを教えてくれたわけです。

また、帝王切開で第1子を出産した際に、同意のない不妊手術を受けた聴覚障害を有する山川百恵さん（表23番）は、卵管結紮と合わせて、卵巣と思われる臓器の摘出を受けたことを語った。卵巣摘出も、優生保護法に規定された手術には該当しない。

（手術を行った医師に対して）で、「証拠見せて」って言った。で、そのときに卵のようなものを持って…。卵のようなもの。黄色かな、そのへん覚えてない。どんな色だったかは覚えてないけれど、わからないけど、卵みたいなのは持ってきた。

くくったような仕草をした。糸？ 釣り糸みたいなものかよくわからないけど、ここま「結んだ」というふうなことも言われた。釣り糸みたいなもの。

山川さんは、手術に際する説明はなく、通訳者もおらず、聞くこともできなかったと語った。その後、生理の再来はなく、ホルモンバランスの崩れもあり、長く身体不調に苦しんだ。

こうした事例から、法律が定めた適正な手続きを経ずに、さらには、法律の規定を超えて実施された優生手術が存在したことが確認できる。

2 優生手術等の健康被害と被害の波及

（1）心身への侵襲と長期的な影響

優生手術は、子を持つか持たないかという根源的な選択を、暴力的に奪い去り、生殖機能に直接的な侵襲を加える人権侵害である。ただ、そこで行われる手術は、これまで、行政や医療関係者によって「安全かつ容易に実施できる処置」と位置づけられ、あたかも格別な危険を伴わない手術であり、簡便な行為にすぎないかのように捉えられてきた。しかし実際には、手術直後の苦痛に加え、その後も長期にわたり持続する深刻な身体的・精神的変化を引き起こしていた。以下では、優生手術等が被害者にもたらした健康被害について記していく。

前述の北三郎さん（表4番）は、優生手術を受けた後は「這って歩いて」いくほどの痛みが続いた。千葉廣和さん（表10番）も、手術後、「トイレに行くのに壁を伝わっていく」ほどの痛みを感じたという。山川百恵さん（表23番）は、23歳で結婚し、帝王切開での出産と同時に優生手術（卵巣摘出と卵管結紮）を受けさせられた。手術後は「立てないぐらい、歩いたらすぐく痛みが出てくるような」状態が続き、1週間ほどで抜糸を受けた。これらの証言が示すように、多くの優生手術等は強い身体的苦痛を伴った。

では、優生手術等がその後の身体に及ぼした影響はどのようなものだったのか。

被害者の中には、手術後に持続的な身体の不調を訴え、具体的な健康障害を引き起こした人がいた。卵管結紮後に、臓器の癒着などにより、体調を崩したり、身体に大きな影響を与えることがある。聴覚障害のある長崎絹子さん（表13番）は31歳で夫（聴覚障害者）と結婚し妊娠したが、悪阻を理由に義母に病院に連れて行かれ、中絶と同時に優生手術を受けさせられた。手術後の体調について、長崎さんはこう話す。

あっちこっちが痛くなって、「盲腸が痛い」とか、「あそこが痛い」ってなって、けっきょく。不妊手術したあとに、女性の体の機能がやっぱりほかに影響していったんじゃないのかなあ。で、バランスが崩れてしまってあっちこっち痛くなったんじゃないのって。

優生手術と同時に卵巣摘出を受けた山川百恵さん（表23番）は「いろんな病気が出てきた」「生理もなくなった。体調もすごく悪くなった。糖尿、インシュリンを打つようになりました。膝や腰も悪くなった」と語った。

渡邊数美さん（表3番）は、両睾丸摘出後の身体の変化について、「体の変調がきだした」「要するに、力は出ないし、筋肉もつかないし、おっぱいもふくれるし。毛はぜんぜん生えない。腋毛も鼻毛もちんちんの毛もない」と語っている。自身の身体の状態について市民病院の医師に尋ねた際には、こう言われたという。

（医師いわく）「小さいときにこれはやられ…、去勢しとるからね。渡邊くん。成長ホルモンがね、生きとるあいだは延々と出てくる」と。「え？ 何歳ごろ止まりますかね？」言うたら、「止まらん」って「生きとる以上出てくる」って。「えー、まじですか」って。

その後、渡邊さんは整形外科でホルモン注射による治療を2年間受けたが、その過程で倒れて緊急入院したこともあった。「いまだに身長が延々に伸び続けて、骨はもうガタガタで人工の骨を入れ替えて（中略）何十年後かの、もう今はもう対応年数過ぎると痛いんですよ」と語る。晩年には骨粗しょう症を患い、両肩・両股関節・膝のすべてが人工関節に置き換えられた。日常生活については「地獄なんです。そらトイレ、お風呂、ほんとに命がけですよ」「睾丸を摘出されたからもう体がぼろぼろで、要するに人並みの生活ができない」と語る。また、「銭湯なんか行ったら恥ずかしい」とも感じたという。渡邊さんは手術後に就職したものの、職場では身体や結婚について指摘され、「無言の圧力が延々とかかる」、「定年までひた隠しで過ごした」と述懐する。

このように、生殖腺除去のような高度な侵襲を伴う手術は、被害者に対し長期にわたる深刻な身体的・精神的影響を及ぼしている。

優生手術等が被害者にもたらした、長期にわたる精神的苦痛も深刻である。

川野正子さん（表24番）は、30歳で第2子を出産した際、出産直前に破水し、義姉に連れられて病院に行き、帝王切開と同時に同意のない優生手術を受けた。川野さんは「30年間何も知らずに、誰にも言うこともなく苦しい気持ちを我慢して過ごしてきました」と語った。また、「糸でくくられたこと、そのことはいつも引っかかっていました」と言い、「誰かに言えなきゃ、ばーっとうわさが広まるんじゃないか」と悩み、「その結果、わたし自身がうつ病を発病してしまって、病院に通うこと」になったという。誰にも打ち明けられない思いを抱え、病院通いはその後も続い

ている。

中山明さん（表 25 番）の妻（聴覚障害）は、結婚前に優生手術を受けていたが、夫には伝えなかった。明さんは、ろう者の集まりで噂話として知ったが、妻には一言も言わなかった。妻は、結婚して 15 年後に自死した。明さんは、子どもができなかったことが「すごく負い目だったんじゃないかな」「人から白い目で見られてる」ことが「つらかったのかな」という。

鈴木由美さん（表 9 番）は、子宮摘出手術を受けた後、薬を飲み、病院通いする日々が「10 年ぐらい続いた」と述べる。また、次に見る語りのように手術の光景がフラッシュバックすることがあった。

（子宮摘出手術の後）台所でおばあちゃんが、お茶碗かスプーンなんかあってカキーンっていう音がして、どっかで聞いたことがあると思ってぱっと天井を見たら、電気が明るい、「あ、あん時（手術の時）やー」って思って、ほんでフラッシュバックして。それからもう、怖い。光ってた。身体が硬直し、痙攣が続いた。

ホルモンバランスの崩れとみられる健康障害をはじめ、骨粗しょう症、糖尿病、うつ、PTSD など、長期にわたり不調を抱え続けた者は少なくなかった。優生手術等は、生殖機能を奪うだけのものではない。被害者の心身に持続的な不調と苦痛をもたらし、それは人間関係の破綻や社会的孤立、さらには後述するように家族関係への強い負の影響といった生活上の問題へと波及していったのである。

（2） 家族関係への負の影響

優生手術は、被害者と家族との関係にも大きな負の影響を与えた。インタビューでは、手術をされたのは家族（親）のせいだと、家族に悪感情をもたされた、という語りが多くあった。

北三郎さん（表 4 番）は、結婚式にも呼ばないほど、父親を憎んでいた。

（結婚した時）周りの親戚からはもう白い目で見られたんですよ。「もう、なんで親に知らせなかったんだ」って。その時はもう、親がパイプカットをやった、もうその恨みから、もうずっと裁判するまで、「親がこういうことをやった」って、もうずっと恨んでいたんですよ。

北さんは長年連れ添った妻にも被害を明かせず、妻が亡くなる直前に告白した。北さんの姉も祖母から弟の手術のことを聞かされたが誰にも話してはいけないといわれ、ずっと秘密を抱えることになった。

渡邊数美さん（表 3 番）は、家族をもつというのぞみを手術によって阻まれた。その絶望感を次のように語っている。

これ（セックスもできない、子どもも作れない）で結婚できますか？ おれもせっかく生まれたらね、いっちゃまえの男としてね、して、嫁さんもろて子ども育ててね、孫に恵まれとったと、ささかなのぞみがあったけん

渡邊さんの恨みの矛先は母親に向かった。

おふくろへの恨みつらみが延々消えなかった。睾丸摘出されたから。あなたが病院に連れていかんでいたら、違う人生があったと。徹底的に母親が生きているときには、1から100まで悪さ、いじわる、これでもか、これでもか、しっちゃんめっちゃかいじめた。いざ死んでしまおうたら、心のなかにぽかっと穴があいて。なかなかうまらんだったね。

鈴木由美さん（表9番）は、母親の反対を押し切って一人暮らしを始めた時のことを次のように振り返っている。

母が「あんた、親の、気持ちわからへんの？」って言うから、いらっとして、私、言うたもん。「そやで。わかるわけないやん。一生親になられへんからな。そらそやん、そうしたんママやろ。この気持ちはね、親の気持ち一生わからへんって、わかれへんわ」。きつかったで、むかつくから言ったわ。母泣いottaで。「泣くんやったらあんなことすな」、言うた。

尾上敬子さん（表18番）は、母親から「姉・妹に迷惑をかけないように」と口話を使うように厳しく育てられた。結婚直後に、母親から不妊手術をしなければ、今後世話をしないと強く指示された。当時はコミュニケーションを母親に頼るしかなく不妊手術を受けざるをえなかった。

母のことは私も主人もほんとに恨んでいました。お母さんが悪い、お母さんのせいだ、というふうにならずと恨んできました。ですが、この問題に出会って、あ、国が悪かったんだな、ということを知りました。

尾上さんは、こうして自身の裁判を通じて、優生保護法の問題について学んでいくうちに、母親もその被害者ではないかと考えるようになったという。

尾上さんと同じように、被害者の多くがもたされた家族（親）への悪感情は、2018年に国賠訴訟が始まって、手術が国策だったと知ることによって変化が生じている。だが、家族（親）は既に亡くなっており、直接、家族との関係を修復する機会は失われている。

「不良な子孫」という価値判断を含んだ呼称はナチスの断種法でも使われておらず（市野川2022：62）、優生保護法独自のものであった。さらに任意（3条）の優生手術は、本人および配偶者の四親等以内の血族までを対象にしていたため、「不良な子孫」というスティグマは、本人のみならず家族にも及んだ。そのため、家族が本人に優生手術を強いることも生じ、被害者と家族の間に負の影響を与えた。

3 被害者の人生における優生手術

（1）差別や抑圧の中での被害

優生手術等は彼らの人生において、いかなる経験として位置づけられたのだろうか。ここでは、はじめに、被害者が優生手術等を受けさせられるまで、どのような人生を歩んできたのかについて見ていく。

戦後の日本社会には、障害のある人々に対する差別や排除の構造が深く根づいていた。とりわけ

聴覚障害のある人々は、教育現場から日常生活に至るまで、強い抑圧の中に置かれていた。2011年に障害者基本法が改正され、「言語に手話を含む」ことが明記されたが、長い間、ろう学校においても、手話の使用は禁止され、口の動きを読む「読話」と音声での「発話」を身につけさせる口話教育が強く推奨された。多くのろう者は、手話を奪われた状態での意思疎通を強いられ、その結果、書字日本語（日本語の読み書き）の教育は極めて貧弱なものであった。また、障害のある子どもたちは、「就学猶予」として初等・中等教育そのものの保障が不十分で、学ぶ機会が奪われ、情報から隔離されてきたと言える。

尾上敬子さん（表18番）はろう学校に通っていたが、そうした口話教育の現場に身を置きながら、社会の偏見の視線を常に感じていた。手話は禁止され、使おうとすると「手をはたかれ、注意された」と振り返る。当時の状況について、尾上さんは「昔は、聞こえない人たちがバスとか電車で手話を使うと、みんなから白い目で見られた」、「電車やバスの中では一切しゃべりませんでした」と語った。このように、言語を奪われ、社会からの差別的な視線にさらされる生活は、ろう者に深い萎縮と孤立を強いた。尾上さんは結婚後、優生手術を受けさせられ、「子どもが産めない身体になってしまったという、その心のショックが一番大きかった」と語っている。

小林寶二さん（表5番）は、10人きょうだいの6番目で4人は生まれつきのろう者だった。彼もろう学校で「手話をしているところが見つかったら手を叩かれたりして、先生の質問に声で答えるように」と口話教育を受けたという。戦争の混乱期を13歳で迎えた小林さんは、終戦後、尼崎の日本宝石会社で7年ほど働き、その後は木工の仕事に従事した。しかし、職場でも、ろう者であることによる差別は厳しかった。小林さんは、「見習いというかたちで大阪の会社に木工の仕事で入ったんですよ。で、よくね、叩かれました。頭。カンナとかで頭をこう叩かれたりとかね」と語る。その後、喜美子さん（聴覚障害者・2022年没）と出会い結婚した。喜美子さんが妊娠した際、母親の意向で病院に連れて行かれ、中絶と同時に優生手術を受けさせられた。「私たち夫婦に何の説明もなく了解も得ないまま、不妊手術を受けさせられてしまったことは、なによりも悔しく辛いことでした」と語っている。

15歳の時に、施設の職員に、何の説明もないまま病院に連れて行かれ優生手術を受けさせられた新田悦男さん（表1番）は、術後の自身について「病気持ってるのと同じ」「結婚もできないべさ。結婚したって女に食わすことができないっちゃ」と語り、「だからそれが頭にぱっと浮かぶと、まじめに働く気もなくなって、あちこちぶらぶらして、警察に保護されて。して、また戻されて」という生活を送ったという。

西スミ子さん（表7番）は、大阪府立整肢学院（当時・医療型障害児入所施設）に入所中の14歳の時、生理の処置を軽減するとの理由で済生会中津病院にて子宮摘出を受けさせられた。西さんは、整肢学院に入所中の13歳で初経を迎えた。整肢学院では看護婦と保母の世話を受けていたが、「いい人もいるけれども、悪い人もいるからね」と語り、こう振り返る。

（生理のことを）こんな汚いもの、自分のものでさえ嫌なのに、人の世話なんて、なおさら嫌、とさんざん言う人がいて。だから、自分でも、生理は、ないほうがいい、ないほうがいい、と思うでしょう。

こうして、看護婦長が西さんの親に相談し、西さんは子宮摘出を受けさせられた。整肢学院の対応について、「入所者を人間扱いしていなかった」、「実験台だった」と語る。手術後、腰が曲がってしまい、その矯正のためか、うつ伏せの姿勢で20キロの砂袋2つを「お尻の上に置かれた」こともあったという。

西さんは、手術について「生理をなくす手術ということはわかっていた。生理のときに看護婦や保母たちに嫌味を言われたくなくて」と述べたうえで、次のようにも語っている。「生理がなくなるというのはどういうことか、きちんと教えてくれる大人がいたら、考え直したかもしれない」。

千葉廣和さん（表10番）は、18歳で船形学園に入園した。「学園での生活はしんどかった」と述べ、規則に違反して無断外出すると、職員が誰かれ構わず暴力を振るうような状況だったという。千葉さんは、学園を出た後も安定した暮らしを得ることはできず、様々な場所で働きながら生計を立ててきた。住み込みで働いていた畜産農家では、「所長に鉄筋を投げつけられた」こともあったと語る。千葉さんは「手術のことは、裁判のニュースを見るまで忘れていた」とも述べており、あまりに過酷な生活の中で、その痛ましい体験を心の奥に封じ込めていたことがうかがえる。

このように、被害者の多くは子どもの頃から学校や職場などで抑圧や差別を受け、社会の中で常に不当に扱われてきた。優生手術は、社会に根づく差別を凝縮し、それを身体への侵襲というかたちで具現化したものだった。「子を産んではならない存在」としての烙印を押され、人格を否定された被害者は、深い自己否定感を抱かされ、尊厳を傷つけられ、重大な精神的ダメージを受けた。その苦しみは語ることに難しく、多くの人々がその痛みを抱えたまま長い年月を生き延びてきた。優生手術によって刻まれた痛みとともに生きる経験は、術後も、単なる健康被害にとどまらない。身体への侵襲がもたらした直接的な影響に周囲の差別や抑圧が幾重にも重なり、その苦痛は心身両面で複層化していった。

（2）人権侵害と認識するまでの過程

ここから、被害者の人たちが優生手術を人権侵害として認識するまでの過程を国賠訴訟の提訴に絡めながら記していきたい。

強制不妊手術等の被害は、2018年1月の国賠訴訟提訴が大きく報道され、ようやく一般社会に周知された。被害者の多くも、旧優生保護法のもとで被害を受けたことに初めて気づいている。

被害者の多くは長い間、被害を誰にも明かせず、被害者同士は孤立していた。提訴は被害者が他の被害者と出会うきっかけとなった。それでも被害を「人権侵害」だと認識し、他者に伝えることには大きな壁があった。

例えば、ろう者に対しては手話通訳などの情報保障が未整備であった。ろうの被害者について「ろうあ連盟」は、旧優生保護法に基づく不妊手術・中絶の実態調査を、2018年3月から全国の地域の加盟団体を通じて開始した。それ以前から高齢のろう者の夫婦に子どもがいないことは、ろう者や手話通訳者の間では知られていた。だが、それが国の優生政策として実施されていたことが知られるようになったのは提訴後であった。被害者が沈黙をやぶるまでには地域のろうあ団体による掘り起こしが重要な役割を果たした。

川野正子さん（表24番）は次のように語る。

ある日、ニュースで優生保護法の裁判が起こっていることを知りました。そのとき、わたしの体験と似ているのではないかな、と少し思いました。でもそのときはまだ誰にも話はしませんでした。ずっと黙ったままで過ごしました。

その後、川野さんはろうあ団体の集会で、優生裁判の原告である高尾辰夫さん（仮名）の話を聞き、「ええー、同じ」「わたしと同じことをされた」と感じたという。支援者の大矢遼さん（兵庫県のろう者の高齢者施設「ふくろうの郷」施設長、聴覚障害）に相談するよう勧められ、裁判を決意するに至った。

山川百恵さん（表 23 番）も「優生手術だったと気づいたのは、2019 年 3 月 3 日の『耳の日の集い』で、不妊手術の手話をみて、不妊手術のチョキという手話と自分が結びついた」という。山川さんは優生保護法について知ることによって「意識がだんだん高まっていった」と振り返り、大矢さんがいなければ「自分は家にじっとして、何も知らないままで終わっていたと思う」と語っている。

兵庫県の聴覚障害の優生手術被害者たちを支援してきた大矢さんはこう述べる。

ろう者の日常には、「国」「人権侵害」という手話がなかった。当初、高齢のろう者は、被害について「しかたがない」という手話で表現していた。それが、「人権侵害」だと認識してもらうまでに時間がかかった。

愛知の原告の尾上敬子・一孝さん夫妻（表 18、19 番）は、中嶋宇月さん（愛知県のろうあ団体の理事長、聴覚障害）が、2018 年 6 月に調査を開始して 10 か月後に初めて出会えた被害者であった。尾上夫妻の話をする中で、ようやく初めは口を閉ざしていた他の被害者も被害を打ち明けてくれるようになったという。夫妻は「子どものことは封印しよう」、「もう絶対に口には出さない」と決め、47 年間、誰にも打ち明けずに生きてきた。敬子さんは友人を通して中嶋さんとなつがり、中嶋さんに被害を打ち明け、一時金を申請した。当初はそれで終わりにするつもりだったが、夫妻は広島で開催された全国ろうあ者大会に初めて参加し、大矢さんから「亡くなった原告 6 人の思いを引き継いでほしい」と懇願され、裁判を決意した。一孝さんは当初は「中嶋さんのことも信用できなかった」が、妻の姿に背中を押され、考えが変わった。

このように、不妊手術等の被害は「しかたがないこと」として捉えられ、狭い地域コミュニティの中で「うわさになりたくない」という思いから、沈黙の中に閉じ込められてきた。「国による人権侵害」として言葉化し、被害者に「あなたのせいではない」と伝える存在があって、封じ込められていた痛みは語られ始め、被害について言葉を取り戻した。

知的障害の原告の千葉廣和さん（表 10 番）も「（不妊手術のことは）誰にもいわずに」生きてきたが、「（仙台地裁に国賠訴訟を提起した）飯塚さんと佐藤さんのテレビとか新聞に載ったのを見て、自分も、職員に伝えたほうがいいと思った」という。千葉さんにとって「同じ経験のある人は声をあげてほしい」という呼びかけに応じたい気持ちと、現在、生活しているグループホームに話を聞いてくれる支援者がいることが大きかった。

視覚障害の原告の武藤千重子さん（表 21 番）は、自身はたまたま点字図書館を経由して毎日新聞社の『強制不妊』を読んで知ったが、他にも視覚障害の被害者がいるはずだが情報が届いていな

いと指摘している。

提訴をきっかけに、他にも被害者がいて自分だけが抱えていた問題ではないこと、及び社会にとって「国による人権侵害」という重要な問題であると認識したこと、そして、それぞれの障害に合わせ被害者に情報を届け、被害者の気持ちを受けとめる支援者が存在したこと、これらが揃ってようやく被害者が語ることが可能になった。

おわりに

本稿では、2023年2月から2025年9月の間に行った優生手術等を受けた26人への聞き取り調査から、優生手術実施の実相、手術がもたらした健康被害、また健康被害にとどまらない被害の波及について記した。同時に、被害者の人生にとっての優生手術、そしてそれが語られるようになった背景として2018年から始まった一連の優生保護法国賠訴訟とその報道が大きく影響し、孤立していた被害者が他の被害者の存在を知ったこと、また被害者の気持ちを受け止める支援者がいたことが被害が語り出されることにつながったことを記した。

優生保護法下での強制不妊手術等の被害については、特に、2018年の国賠訴訟前には、関連資料も、被害を受けた人の語りも限られてきた。それは、優生手術の経験が、自尊感情を棄損させる経験であったこと、また、被害を受けた人たちが、自身の受けた手術を、様々な差別を受けてきた人生の中の出来事として経験し、国による人権侵害として訴え出てよいものとしては受け止めてこなかったことに起因すると言えるだろう。優生手術等の被害は、長きにわたって、被害が被害として社会的に認知されなかった。そのため、被害を差別として認識しづらい状況に置かれた。そのこと自体が、優生保護法による差別の深刻さを象徴している。

そのため、優生保護法のもとでの手術実施のプロセスや手術がもたらした広範な被害の実態については、2018年以降の調査報道や、本調査を含む聞き取り等によって、ここ数年の間にようやく明らかにされてきたものだ。被害を受けた人たちは、年齢的にも高齢化し、2018年以降に裁判の原告となった人の中でも、多くの方が亡くなっており、語りを記録に残すことが急がれる。

優生手術の実態は、ようやくその一部が語り出されたばかりであり、まだその実態については、解明が進められている過程にあり、この先もさらなる調査や考察が必要だ。また、月経の介助負担軽減を主な目的とする障害女性への子宮摘出の問題については、掘り下げることができなかった。この間進めてきたろうの被害者への聞き取り調査についても、さらに、ろうコミュニティの中で、強制不妊手術の問題が、どのように実態化し、また、どのようなプロセスで問題化されるに至ったのかについて、考察を進めていく必要がある。加えて、複数の方が語った、2人目、3人目といった複数の子どもを持っている方が、出産時に不妊化されたという例についても、この先、その実態を明らかにしたいと考えている。強制不妊手術は、「子ども」を持てなかった経験として報道されてきたが、同時に、すでに子どもを持っている人に対しても、それ以上子どもを持たせないために不妊化の措置がとられるというかたちで、実施されてきていた。これらについては稿を改めて検討したい。

優生保護法下での強制不妊手術等がどのように進められ、当事者の人たちの被害実態がどのよう

なものであったかを明らかにすることは、優生保護法が引き起こした広範な人権侵害の事実を記録し検証するための重要なプロセスである。引き続き、聞き取り調査を進め、優生保護法下での強制不妊手術等とその被害の実態について明らかにしていきたい。

（かわぐち・なおこ 立命館大学生存学研究所客員研究員）

（さかい・めぐみ 立命館大学産業社会学部授業担当講師）

（せやま・のりこ 埼玉大学ダイバーシティ推進センター准教授）

（としみつ・けいこ 立命館大学生存学研究所客員研究員）

【参考文献】

市野川容孝（2022）「優生保護法が犯した罪」『賃金と社会保障』1807・1808 合併号，旬報社，56-62 頁

市野川容孝（2023）「反優生と障害学 優生保護法の真の撤廃に向けて」『障害学の展開』明石書店，12-29 頁

一般社団法人全日本ろうあ連盟 強制不妊手術等対策チーム編（2022）『国に子どもを産む権利を奪われた聞こえない人たち——優生保護法による被害の実態とその補償を求める取り組み』同法人発行

大槻倫子（2024）「補償法施行と今後の課題」『賃金と社会保障』1870 号，16-20 頁

衆議院・参議院厚生労働委員長（2023）『旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第 21 条に基づく調査報告書』

「障害者」が地域で生きる会（1981）『女性「障害者」の差別への怒り——子宮摘出手術』『障害者」が地域で生きる会

関哉直人（2024）「八万四〇〇〇人の人々に向けて」『季刊 福祉労働』176，現代書館，30-47 頁

瀬山紀子（2023）「語られ、問い返され、重ねられてきた経験——一九八〇年代の障害女性たちの子宮摘出問題をめぐる対話から」『障害があり女性であること——生活史からみる生きづらさ』現代書館，270-290 頁

土屋葉（2025）「強制不妊手術はどのように「問題」化されたのか」『福祉社会学研究』22，29-46 頁

利光恵子（2016）『戦後日本における女性障害者への強制的な不妊手術』（松原洋子監修）立命館大学生存学研究センター

福祉労働編集委員会（2024）「特集 旧優生保護法訴訟 七月三日判決全面勝訴とこれからインタビュー最高裁判決を受けて，いま」『季刊 福祉労働』176，現代書館

毎日新聞取材班（2019）『強制不妊 旧優生保護法を問う』毎日新聞出版

優生手術に対する謝罪を求める会編（2003）『優生保護法が犯した罪——子どもをもつことを奪われた人々の証言』現代書館

優生手術に対する謝罪を求める会編（2018）『優生保護法が犯した罪——子どもをもつことを奪われた人々の証言（増補新装版）』現代書館

優生保護法被害者兵庫弁護団・優生保護法による被害者とともに歩む兵庫の会（2021）『国から子どもをつくってはいけないと言われた人たち——優生保護法の歴史と罪』同会発行